

V 参考資料

5.1 センター規則

富山大学生命科学先端研究センター規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成22年10月1日改正

平成24年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条第2項の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、動物実験、分子・構造解析、遺伝子実験及びアイソトープ実験に係る施設を適切に管理し、動物資源開発、分子・構造解析、ゲノム機能解析及び放射線生物解析に関する技術の利用を推進するとともに、地域や産業との連携を通じて、先端的な生命科学の研究及び教育の発展に資することを目的とする。

(教育研究支援施設)

第3条 センターに、富山大学（以下「本学」という。）の教育研究活動を効率的に実施するため、次に掲げる教育研究支援施設を置く。

- (1) 動物実験施設
- (2) 分子・構造解析施設
- (3) 遺伝子実験施設
- (4) アイソトープ実験施設

- 2 動物実験施設は、実験動物の飼育管理及び動物実験を用いた教育研究の推進・支援並びに動物資源開発に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。
- 3 分子・構造解析施設は、各種分析機器の管理運用及び分子・構造解析を用いた教育研究の推進・支援並びに分子・構造解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。
- 4 遺伝子実験施設は、遺伝子解析機器の管理運用及び遺伝子実験を用いた教育研究の推進・支援並びにゲノム機能解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。
- 5 アイソトープ実験施設は、放射線の安全管理及びアイソトープ実験を用いた教育研究の推進・支援並びに放射線生物解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 施設長
- (4) 専任の教育職員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、次に掲げるセンターの各担当業務を整理する。

- (1) 動物実験に関すること。
 - (2) 分析機器に関すること。
 - (3) 遺伝子実験に関すること。
 - (4) 放射線管理に関すること。
- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 副センター長の選考については、本学の教授のうちから、第9条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

(施設長)

第7条 施設長は、センター長の指示により、第3条第1項各号の施設の業務を処理する。

- 2 施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の施設長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 施設長の選考については、本学の教育職員のうちから、第9条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

(専任の教育職員)

第8条 専任の教育職員は、第3条第1項各号に定めるいずれかの施設に所属し、センターの業務に従事する。

- 2 専任の教育職員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、医薬系事務部研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選考される副センター長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 富山大学生命科学先端研究センター分野長選考規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、第7条第3項の規定により施設長が選考されるまでの間、同条同項の規定にかかわらず、各施設業務担当の副センター長が施設長の業務を行うものとする。
- 3 この規則施行後、最初に選考される施設長の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

5.2 運営委員会規則

5.2.1 生命科学先端研究センター運営委員会規則

富山大学生命科学先端研究センター運営委員会規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月5日改正
平成19年4月1日改正	平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正	平成22年10月1日改正
平成24年8月1日改正	平成24年10月1日改正
平成25年4月1日改正	

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第9条第2項の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センター長、副センター長、施設長及び専任の教育職員の人事に関する事項
- (3) センターの予算に関する事項
- (4) その他センターの管理運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 施設長
 - (4) 大学院医学薬学研究部の各系から選出された教育職員 各2人
 - (5) 大学院理工学研究部の各系から選出された教育職員 各1人
 - (6) 和漢医薬学総合研究所から選出された教育職員 1人
 - (7) 附属病院から選出された教育職員 1人
- 2 前項第4号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第3号から第7号までの委員のうち教授以外の委員は、前条第2号の事項のうち専任の教育職員の人事に関する事項の審議に加わることができない。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号の事項を審議する場合は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、3分の1以上の委員から開催の要請があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

5 第3条第1項第4号から第7号までの委員が、やむを得ない事情により運営委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させ、議決に加わらせることができる。ただし、第2条第2号の人事に関する事項については、代理の者は議決に加わることができない。

6 前項の代理の者は、当該選出部局の長が指名するものとする。

(専門委員会)

第6条 運営委員会に、その審議事項の一部を審議するため、必要に応じて専門委員会を置き、当該専門委員会の議決をもって運営委員会の議決とすることができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、医薬系事務部研究協力グループにおいて処理する。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター運営委員会規程第3条第4号から第6号までに規定する委員であった者は、この規則第3条第4号から第6号までに規定する委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、平成18年4月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の適用日前に、医学部・大学院医学系研究科教授会及び薬学部教授会から選出された委員であった者は、この規則第3条第4号及び第5号に規定する委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、大学院医学薬学研究部教授会の医学系教授部会及び薬学系教授部会並びに和漢医薬学総合研究所教授会から選出された委員であった者は、この規則第3条第1項第4号、第5号及び第7号に規定する委員とみなし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に大学院理工学研究部の各系から選出される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行日前に、大学院医学薬学研究部の医学系から選出された委員であった者のうち、臨床講座の教育職員1人は、この規則第3条第1項第7号に規定する委員とみなし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規則施行日前に、大学院医学薬学研究部の各系、大学院理工学研究部の各系及び和漢医薬学総合研究所から選出された委員（前項に規定する委員は除く。）であった者は、この規則第3条第1項第4号、第5号及び第6号に規定する委員とみなし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

5.2.2 動物実験施設専門委員会要項

富山大学生命科学先端研究センター運営委員会動物実験施設専門委員会要項

平成24年8月1日制定

平成24年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会規則第6条第2項の規定に基づき、生命科学先端研究センター動物実験施設（以下「施設」という。）の円滑な管理運営を図るため設置する富山大学生命科学先端研究センター運営委員会動物実験施設専門委員会（以下「施設専門委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 施設専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設の飼養保管施設及び実験室等の利用に関する事項
- (2) 施設の利用経費に関する事項
- (3) その他施設の管理運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 施設専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長（動物実験担当）
 - (3) 動物実験施設長
 - (4) 大学院医学薬学研究部の各系から選出された教育職員 各2人
 - (5) 大学院理工学研究部の各系から選出された教育職員 各1人
 - (6) 和漢医薬学総合研究所から選出された教育職員 1人
 - (7) 附属病院から選出された教育職員 1人
- 2 前項第4号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 施設専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、施設専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 施設専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 施設専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条による審議結果等を取りまとめ、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会へ報告する。

(事務)

第8条 施設専門委員会の事務は、医薬系事務部研究協力グループにおいて処理する。

附 記

- 1 この要項は、平成24年8月1日から実施する。
- 2 この要項実施後、最初に選出される第3条第1項第4号から第7号までに規定する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 記

この要項は、平成24年10月1日から実施する。

5.3 利用規則

5.3.1 生命科学先端研究センター利用規則

富山大学生命科学先端研究センター利用規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成22年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第11条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の利用に際し、必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、研究及び教育並びにその他国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の運営上必要と認めるものに限るものとする。

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
 - (2) 本学の学生及び研究生等
 - (3) その他、生命科学先端研究センター長（以下「センター長」という。）が相当と認めた者
- 2 利用者で動物実験を行う場合は、国立大学法人富山大学動物実験取扱規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 3 利用者で遺伝子組換え生物等使用実験を行う場合は、国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 4 利用者で放射性同位元素を使用する場合は、富山大学生命科学先端研究センター放射線障害予防規程に基づき、所定の手続きを経なければならない。

(利用の申請及び承認)

- 第4条** 利用者は、別に定めるところにより、センター長に利用の申請をしなければならない。
- 2 センター長は、前項の申請が相当であると認めたとき、当該教育研究支援施設の施設長の同意のもとにこれを承認するものとする。
- 3 センター長は、前項の承認に当たり、別に定める利用講習会の受講を義務づけることとする。

(変更の届出)

第5条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なくセンター長に届け出て、変更の承認を得なければならない。

(利用の停止)

第6条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用承認の取り消し、又は一定期間の利用を停止することができるものとする。

- (1) この規則に著しく違反したとき。
- (2) 利用内容が第4条の申請と異なるとき。
- (3) センターの運営に著しい支障を生じさせたとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により設備等を損傷させたとき、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(経費)

第8条 センターの利用に係る経費の負担については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

5.3.2 利用研究員取扱規則

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成20年6月24日改正

平成22年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第11条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の施設及び設備を、地域の産業育成・理科教育及び産業育成教育に貢献することを目的に、広く地域社会の企業・教員等に開放するため、センター利用研究員の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「センター利用研究員」とは、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）以外の場所において本務を有し、センター長の監督のもとにセンターの施設及び設備を利用し、その成果を本人等の研究等に供する者をいう。

(資格)

第3条 センター利用研究員となることができる者は、学士の学位を有する者又はこれに準ずる者でなければならない。

(申請)

第4条 センター利用研究員は、センター長の承諾のもと、別紙様式により学長に申請するものとする。

(承認)

第5条 学長は、前条の申請があった場合、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、承認する。

(利用の条件)

第6条 前条で承認されたセンター利用研究員は、次の事項を利用の条件とする。

- (1) センター利用研究員がセンターの施設及び設備を利用する場合、本学の諸規則を遵守すること。
- (2) センター利用研究員が本学において附属図書館又は他の学内共同利用施設を利用する場合、あらかじめ附属図書館長又は他の学内共同利用施設の長の許可を受けるものとする。
- (3) センター利用研究員が故意又は重大な過失により本学の施設又は設備等を損傷した場合、本人又は本務先が、その損害に相当する費用を弁償するものとする。
- (4) センター利用研究員が本学構内において受けた傷害又は損害に対しては、本学は一切その責を負わないものとする。

(利用料金)

第7条 利用料金は、センター利用基本料と利用者負担額とし、別表のとおりとする。

- 2 利用料金のうちセンター利用基本料は原則として前納とする。ただし、センター利用研究員の
本務先が公的機関の場合は、センター利用基本料を免除とする。
- 3 センター利用により生じた利用者負担額については、後納とする。

(承認期間)

第8条 承認期間は、1年以内で、4月1日から翌年3月31日までの期間を超えないものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センター利用研究員に関し必要な事項は、運営委員会の議
を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター利用研究員
取扱規程に基づき承認されたセンター利用研究員については、この規則第5条に基づき承認され
たものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

事 項	利 用 料 金	備 考
センター利用基本料	65,000 円／人	申請期間に関わらず1回／年度の支 払い。
利用者負担額（使用料金）	センターが定めた使用料金に基 づいて算出した料金	利用後、利用料金の請求による。

平成 年 月 日

センター利用研究員申請書

国立大学法人富山大学長 殿

申請者
 所属機関等名
 所在地
 代表者等氏名 ㊟

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第4条の規定により申請します。
 なお、申請者は、富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則を遵守します。

ふりがな 氏名		男・女	写 真
生年月日（年齢）	年 月 日	（ 歳）	
現住所			
勤務先における所属 部局・職名及び連絡先	＜連絡先＞		
勤務先における 職務内容			
最終学歴・卒業年月			
学 位 等			
利 用 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
利 用 目 的			
利 用 施 設			
利 用 設 備	-----		

私は、別紙「富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第6条（利用の条件）」 を遵守します。 ㊟			

上記の者のセンター利用研究員の申請を承諾します。 富山大学生命科学先端研究センター長 ㊟
--

※申請者が個人の場合等不要な字句は、二線で抹消してください。

5.3.3 受託分析試験等取扱要項

富山大学生命科学先端研究センター受託分析試験等取扱要項

平成22年11月10日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人富山大学受託研究取扱規則第14条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）において受託する分析試験等（以下「試験等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(受託の原則)

第2条 試験等は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

(試験等の依頼)

第3条 試験等を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別紙様式を生命科学先端研究センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

(受入れの条件)

第4条 試験等の受入れの条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 依頼者からの申し出により試験等を中止した場合でも、料金は返還しない。
- (2) 次に掲げる依頼者の受ける損害に対しては、センターは一切その責任を負わない。
 - イ やむを得ない事由による試験等の中止等に伴う損害
 - ロ 試験等を行うために提出された試料等（以下「試料等」という。）の損害
 - ハ 試験等で得られたデータ等の利用に係る損害
- (3) センター長が必要と認めたときは、試料等の再提出を求めることができる。
- (4) 試料等の搬入及び搬出は、すべて依頼者が行うものとする。
- (5) センター長が受入れできないと判断した試料等に係る試験等については、受入れをしないことができる。

(結果の報告)

第5条 試験等終了後、センター長は結果報告書により試験等の結果を依頼者に報告するものとする。

(秘密の保持等)

第6条 センター及び依頼者は、試験等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

- 2 依頼者は、試験等で得られたデータを公表する場合、原則として国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の名称を使用することはできない。ただし、センター長が本学の名称の使用を許可した場合はこの限りではない。
- 3 前2項の規定に反し、学外に公表したことで本学が受けた被害及び損害については、依頼者がすべて賠償するものとする。

(試験等の料金)

第7条 試験等の料金は、別表のとおりとする。ただし、センター長が教育研究上極めて有意義であると認めた場合は、料金の全部又は一部を免除することができる。

2 試験等の料金は原則として前納とし、本学が発行する請求書により、納入しなければならない。ただし、センター長が特別の事由があると認めた場合は、後納とすることができる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、試験等に関し必要な事項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年11月10日から実施する。

別表（第7条関係）

試験等の料金

機 器 等 名	単 位	料 金 (円)	備 考	
元素分析装置	基本料金	13,000		
	1 検体	6,500		
磁場型質量分析装置	基本料金	13,000		
	EI低分解能測定	1 検体	2,600	
	EI高分解能測定	1 検体	3,640	
	FAB低分解能測定	1 検体	6,500	
	FAB高分解能測定	1 検体	9,100	
超伝導FT核磁気共鳴装置	基本料金	13,000		
	^1H 測定	1 検体	3,900	調製済み試料 限定
	^{13}C 測定	1 検体	7,800	
プロテインシーケンサー	基本料金	13,000		
	1 サイクル	2,600		
飛行時間型質量分析装置	基本料金	13,000		
	1 検体・1 条件	13,000		
DNAシーケンサー（1キャピラリタイプ）	基本料金	13,000		
	1 検体	650		
DNAシーケンサー（16キャピラリタイプ）	基本料金	13,000		
	1 ラン	7,800		
ガンマ線スペクトルメータ	基本料金	13,000		
	1 検体	13,000		

※ 上記試験等で前処理や特殊測定等が必要な場合は、別途料金を定める。
料金は消費税を含む。

別紙様式

富山大学生命科学先端研究センター受託分析試験等依頼書

平成 年 月 日

富山大学生命科学先端研究センター長 殿

依頼者

郵便番号

住所

機関名等

代表者等氏名

印

電話番号

富山大学生命科学先端研究センター受託分析試験等取扱要項の内容を熟知の上、次の試験等を依頼します。

試料等名及び数量	試料等名	数量
依頼事項 (試験等に使用する機器等名、試料等に関する情報をできるだけ簡潔に記載してください。)		
書類送付先及び担当者氏名	郵便番号 住所 担当者氏名 電話番号 FAX番号 電子メール	
相談希望日	年 月 日	試験等実施希望日 年 月 日

受付番号		試験等担当者	
試験等料金合計 (①+②)		円	
料金内訳	①別表料金表による試験等の料金内訳	【使用機器(試験等別種別) : 基本料金 + (数量(件数) × 単価) = 円】	
	②相談等により設定した(その他特殊測定等)料金内訳	【積算等】 円	

※ 依頼者は太枠内を記入してください

5.3.4 登録証ICカード取扱要項

富山大学生命科学先端研究センター登録証ICカード取扱要項

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学生命科学先端研究センター利用規則（以下「利用規則」という。）第9条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の教育研究支援施設への入退館認証（以下「施設入退館認証」という。）に用いる登録証ICカード（以下「IC登録証」という。）及び富山大学IC学生証（以下「IC学生証」という。）による施設入退館認証の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(申請及び承認)

第2条 利用規則第3条第1項に規定する利用者（富山大学（以下「本学」という。）からIC学生証の交付を受けた学生は除く。）は、別紙様式1により富山大学生命科学先端研究センター長（以下「センター長」という。）にIC登録証の発行の申請を行うものとする。

2 本学からIC学生証の交付を受けた学生は、別紙様式2によりセンター長にIC学生証による施設入退館認証の申請を行うものとする。

3 センター長は、前2項の申請に基づき、IC登録証の発行又はIC学生証による施設入退館認証を承認するものとする。

(受領)

第3条 前条第1項の申請をした者は、同条第3項の承認に基づき、所定の期日又は期間内にIC登録証を受領するものとする。ただし、当該申請者による受領が困難な場合は、当該申請者が委任状等により指定した者が受領することができる。

(有効期限)

第4条 IC登録証又はIC学生証による施設入退館認証の有効期限は、第2条第3項による承認日から当該承認日の属する年度の末日までとする。

2 利用規則第4条の規定に基づき、次年度以降もセンターの利用の申請を行い承認された場合は、当該年度の末日までIC登録証又はIC学生証による施設入退館認証の有効期限を更新するものとする。ただし、IC学生証による施設入退館認証の有効期限の更新は、当該IC学生証に記載してある有効期限を限度とする。

(亡失時の連絡)

第5条 IC登録証又はIC学生証を紛失、盗難等により亡失した場合は、速やかにセンター長へ連絡しなければならない。

(再発行)

第6条 IC登録証の発行を受けた者は、次に掲げる場合は、別紙様式1によりセンター長にIC登録証の再発行を申請することができる。

(1) IC登録証を紛失、盗難等により亡失した場合

- (2) IC登録証が汚損、破損等により利用できなくなった場合
 - (3) 改名等によりIC登録証の記載内容を変更する場合
- 2 センター長は、前項の申請に基づき、IC登録証の再発行を承認するものとする。
 - 3 再発行したIC登録証の受領については、第3条の規定を準用する。

(料金)

第7条 IC登録証の発行を受けた者は、次の表に掲げる料金を納付しなければならない。

区 分		料 金
発行手数料	学内利用者	1,050円
	学外利用者	2,100円
再発行手数料		2,100円

- 2 前項の規定にかかわらず、発行後3月以内に初期不良があったことが確認された場合は、無償で交換する。
- 3 第1項の料金の納付は、学内利用者は所属講座等から予算振替により、学外利用者は本学が発行する請求書により行わなければならない。

(返還)

第8条 IC登録証の発行を受けた者は、次に掲げる場合は遅滞なく、IC登録証をセンター長に返還しなければならない。

- (1) 利用規則第3条第1項に規定する利用者に該当しなくなった場合
- (2) 利用規則第6条各号のいずれかに該当する場合
- (3) 第6条第1項第2号又は第3号に該当する場合

(禁止事項)

第9条 IC登録証の発行を受けた者は、適切にIC登録証を管理し、他人に貸与又は譲渡してはならない。

- 2 IC登録証の発行を受けた者は、この要項を遵守し、IC登録証の悪用、改変、改ざん、解析等を行ってはならない。

(損害賠償)

第10条 前条の規定に違反した者は、その行為により生じる本学への一切の損害を賠償するものとする。

(制限又は停止)

第11条 センター長は、IC登録証の発行を受けた者及びIC学生証による施設入退館認証を行っている者が第8条又は第9条の規定に違反した場合は、当該者のIC登録証の利用又はIC学生証による施設入退館認証を停止し、又はIC登録証の有効期限の更新及び再発行又はIC学生証による施設入退館認証の有効期限の更新を承認しないことができる。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、IC登録証及びIC学生証による施設入退館認証の取扱いに關し必要な事項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 記

- 1 この要項は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 この要項を適用する教育研究支援施設は、当分の間、動物実験施設のみとし、他の教育研究支援施設については、IC登録証による入退館認証の準備が整い次第、順次適用するものとする。

別紙様式 1

富山大学生命科学先端研究センター登録証ICカード発行等申請書

平成 年 月 日

富山大学生命科学先端研究センター長 殿

所属講座等名

Affiliation

氏 名

Full name

㊟

富山大学生命科学先端研究センター登録証ICカード取扱要項第2条第1項又は第6条第1項の規定により、登録証ICカードの発行又は再発行を申請します。

申請区分 Classification	<input type="checkbox"/> 新規発行(New issue)	<input type="checkbox"/> 再発行(Reissue)
生年月日 Date of birth	(西暦)	年 月 日
性別 Sex	<input type="checkbox"/> 男(Male)	<input type="checkbox"/> 女(Female)
職名・身分 Title・Position		
英字氏名 ^{※1} English full name		
メールアドレス ^{※2} Mail address	@	.u-toyama.ac.jp
写真ファイル名 ^{※3} Photo file name	.jpg	
所属講座等の長承認欄	㊟	
請求書送付先 (学外申請者のみ)	住所 〒 担当者名	電話番号

- ※1 旅券（パスポート）を取得している場合：旅券の英字氏名を記載してください。
旅券（パスポート）を取得していない場合：原則へボン式ローマ字を記載してください。
- ※2 緊急時の連絡として使用します。学内申請者は本学から交付されたメールアドレスを記載してください。
- ※3 6月以内に撮影した写真データ（正面上三分身で縦横の比率6：5，JPEGファイル）について、ファイル名を「英字氏名.jpg」、件名を「写真送付」として、本文に所属講座等名，氏名，英字氏名を記載の上，lsrc@cts.u-toyama.ac.jp宛に送信してください。
- 備考 学外申請者の場合，「所属講座等」を「所属機関等」に読み替える。
個人情報，登録証ICカード発行のみに使用します。

【センター処理欄】

承認年月日	センター長	登録番号	発行年月日	担当者
年 月 日	㊟		年 月 日	㊟

別紙様式 2

富山大学生命科学先端研究センター教育研究支援施設入退館認証申請書

平成 年 月 日

富山大学生命科学先端研究センター長 殿

所属講座等名

Affiliation

氏 名

Full Name

㊞

富山大学生命科学先端研究センター登録証 IC カード取扱要項第 2 条第 2 項の規定により，富山大学 IC 学生証による生命科学先端研究センターの教育研究支援施設への入退館認証を申請します。

学部・大学院 Faculty・Graduate school	
学科・専攻 Department・Major	
課 程 Program	<input type="checkbox"/> 学部(Faculty) <input type="checkbox"/> 修士(Master) <input type="checkbox"/> 博士(Ph.D.)
学 籍 番 号 ID number	
生 年 月 日 Date of birth	(西暦) 年 月 日
性 別 Sex	<input type="checkbox"/> 男(Male) <input type="checkbox"/> 女(Female)
メールアドレス* Mail address	@ems.u-toyama.ac.jp
学生証有効期限 ID card expiry date	(西暦) 年 月 日
所属講座等の長 承認欄	㊞

※ 緊急時の連絡として使用します。本学から交付されたメールアドレスを記載してください。
備考 個人情報 は、教育研究支援施設入退館認証のみに使用します。

【センター処理欄】

承認年月日	センター長	登録番号	登録年月日	担当者
年 月 日	㊞		年 月 日	㊞

あとがき

富山大学生命科学先端研究センター年報第7号をお届けします。

昨年9月から開始した動物実験施設増築・改修工事も無事完了し、本年7月から増築した中動物エリア（コンベンショナルエリア）の運用が、8月以降順次、改修した小動物エリア（SPFエリア）の運用が開始されます。今回の増築・改修工事により、長年の課題であった飼育環境に応じた作業動線の設定と動物感染症の発生防止のための効果的な対策を講じることが可能となりました。また、施設の老朽化・機能改善対策として、現在「アイトープ実験施設改修工事」について概算要求中ですので、事業化に向け、皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、平成24年度補正予算により、共焦点レーザー顕微鏡やDNAシーケンサーなどで構成する「遺伝子機能解析システム」が措置され、年内には遺伝子実験施設に設置されます。これに伴い、多数の利用で予約も大変な共焦点レーザー顕微鏡については、混雑の解消が予想され、今後より一層の研究の進展が期待されます。また、今年度の学内予算により、「自動細胞分取分析装置」が措置され、こちらは来年3月末まで分子・構造解析施設に設置される予定です。

以上より、当センターの教育研究の推進・支援機能を高水準に維持するため、引き続き皆様のご理解、ご支援についてよろしくお願いいたします。

(H・H)

富山大学生命科学先端研究センター年報 第7号

2013年10月1日 発行

編集・発行 富山大学生命科学先端研究センター
〒930-0194 富山県富山市杉谷2630番地
TEL 076-415-8806（センター事務室）
URL <http://www.lsrc.u-toyama.ac.jp/index.htm>
E-mail lsrc@cts.u-toyama.ac.jp
